

処分年月日	2025年8月12日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	株式会社三菱UFJ銀行
法令等違反行為の概要	<p>【外務員の職務に関して著しく不適當な行為】</p> <p>当該協会員の元外務員甲は、証券会社に開設したインターネット取引口座で、法令等で禁止されている信用取引を行っていたところ、信用取引で保有していたX社株式の株価が下落したことに一方的な不満を抱き、自社の顧客でもあったX社社長を辞任させようと考え、複数の偽名を用いて、X社ホームページの問合せフォーム等に、顧客に対する誹謗中傷や脅迫的な内容の書き込みを行っていた。この一連の行為の中で、甲は、職務上知りえた顧客の資産に関する情報を悪用して、顧客の保有資産を把握しているような書き込みを行うことで、顧客に「社長を辞任しなければ財産等に危害を加えられるかもしれない」と思わせて怖がらせる目的で、X社ホームページの問合せフォームに十数件の書き込みを行った。</p> <p>このようにして甲は、職務上知りえた顧客情報を悪用して、顧客が社長を辞任しなければ、顧客の財産等に危害を加えるかもしれないことを示して顧客を脅迫するという、外務員の職務に関して著しく不適當な行為を行った。</p> <p>また、甲は、上記行為のほか、投機的売買（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号該当）及び自己の信用取引（「協会員の従業員に関する規則」第7条第4号該当）の法令等違反行為も行っている。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用取引等は法令違反として法的処分（外務員の職務停止等）があり得ることを複数の媒体を用いて定期的に注意喚起を行う。 ・顧客情報の取扱いに係る個々の役職員のリテラシー確保のための周知徹底を行う。